

令和 8 年第 3 回定例会

陸前高田市教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 2 6 日 開会

同 日 閉会

陸前高田市教育委員会

提出議案等審議結果（令和８年第３回定例会）

日程	議案等番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	結果
第１		会期決定	R8. 3. 26	R8. 3. 26	承認
第２		事務報告	〃	—	報告
第３	報告第１号	陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について	〃	—	報告
第４	報告第２号	陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について	〃	—	報告
第５	議案第１号	陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について	〃	R8. 3. 26	承認
第６	議案第２号	陸前高田市社会教育委員の委嘱について	〃	〃	承認
第７	議案第３号	公民館運営審議会委員の委嘱について	〃	〃	承認
第８	議案第４号	陸前高田市文化財保護委員の委嘱について	〃	〃	承認
第９	議案第５号	陸前高田市立博物館協議会委員の任命について	〃	〃	承認
第１０	議案第６号	陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について	〃	〃	承認
第１１	議案第７号	陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について	〃	〃	承認
第１２	議案第８号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について	〃	〃	承認

日程	議案等番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	結果
第 13	議案第 9 号	陸前高田市教育委員会公印規程の 一部を改正する訓令について	R8. 3. 26	R8. 3. 26	承認

令和8年第3回陸前高田市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年3月26日（木曜日）
午後1時30分開会 午後2時50分閉会
- 2 場 所 陸前高田市役所 4階会議室2
- 3 教育長及び出席委員（3名）
教育長 山田市雄君 1番委員 遠藤健司君
2番委員 木下邦男君
- 4 欠席委員（2名）
3番委員 佐々木保伸君 4番委員 安田留美君
- 5 説明のため出席した職員
教育次長兼教育総務課長 千葉達君
学校教育課長 吉田亜矢子君
教育総務課長補佐 佐々木伸哉君
学校教育課長補佐 青山豊英君
学校教育課主任主事 高橋純基君
商工交流部長兼交流推進課長 村上知幸君
- 6 職務のため出席した職員
交流推進課スポーツ交流係副主幹兼交流センター所長
村上充君
教育総務課主事 門馬奈々君
- 7 議事日程 令和8年3月26日（木曜日） 午後1時30分開議
日程第1 会期決定
日程第2 事務報告

日程第3 報告第1号 陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について

日程第4 報告第2号 陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について

日程第5 議案第1号 陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について

日程第6 議案第2号 陸前高田市社会教育委員の委嘱について

日程第7 議案第3号 公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第8 議案第4号 陸前高田市文化財保護委員の委嘱について

日程第9 議案第5号 陸前高田市立博物館協議会委員の任命について

日程第10 議案第6号 陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について

日程第11 議案第7号 陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

日程第12 議案第8号 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について

日程第13 議案第9号 陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

8 会議に付した事件

～議事日程と同じ～

午後1時30分開会

9 議題及び議事の概要

1 教育長（山田市雄君） 午後1時30分会議規則第15条の規定により、開議する旨を宣した。

1 教育長（山田市雄君） 出席者が定足数に達しており、会議は成立した旨を宣した。

○日程第1 会期決定

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第1「会期決定」を議題とする旨を宣し、今期定例会の会期は本日一日としたい旨を告げ、これに異議ないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、会期は本日一日であると決定した旨を告げた。

○日程第2 事務報告

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第2「事務報告」について、これまでの事務の執行状況について、報告を求めた。

- 1 教育長、教育次長、学校教育課長は、令和8年3月3日から令和8年3月26日までの事務の執行状況について報告した。

- 1 教育長（山田市雄君） 以上で事務報告の終了を告げ、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、以上をもって、日程第2「事務報告」について、終結する旨を告げた。

○日程第3 報告第1号 陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第3「報告第1号 陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、報告第1号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 報告第1号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

・木下委員 5ページの第2ですが、主体的に参加できるスポーツ文化活動ということは芸術部等の文化部活動は含まれないのでしょうか。

・高橋主任主事 国の示す指針に合わせた文言となっており、スポーツと文化部と両方含まれております。

・遠藤委員 同じく5ページですが第3の（1）で3人以上在籍とあります

が、最低3人からクラブ活動として認められるという認識でよろしいですか。

- ・高橋主任主事 さようでございます。
- ・木下委員 6ページ第5の「指導を行うために必要な資格を有し」とありますが、指導者の資格というものが何かあるのでしょうか。
- ・高橋主任主事 例えばスポーツ少年団にも決められている資格がありまして、指導するにあたって、持っていなければならない資格があります。競技によりどの団体の資格を使うかが異なりますが、指導者のライセンスが必要となります。
- ・木下委員 芸術文化にはありますか。
- ・学校教育課長 芸術文化には指導資格はないのですが、競技等により必要がなければ無くて良いと考えております。
- ・木下委員 資格の捉え方として、国家資格でなくて良いということでしょうか。
- ・学校教育課長 はい。大会に出るにあたり、資格がないと出られない資格もあり、特に中体連の登録にあたっては、各種必要な資格がございます。
- ・遠藤委員 5ページ第3（3）のところですが、練習時間が細かく決められているようですが、破ったときに、罰則規定はあるのでしょうか。今まで問題になっていたと思います。
- ・学校教育課長 今回認定するにあたり、ここの条件に付したということで、あまりにも守られていない場合、認定を取り消す措置がある想定しています。本当のクラブチームはそこの規定が該当にならないところもありますが、今回はあくまでも地域展開ということなので、定期的に連絡会を開く予定としておりますので、チェック機能を働かせて参りたいです。
- ・木下委員 5ページの第3の（6）ですが、毎年、教育委員会が研修会を主催するとありますが、どのような研修会を想定していますか。
- ・学校教育課長 技術的な部分は資格を有しているということで、例えばハラスメントやケガ予防等全ての指導者にわかっていただきたいよ

うな内容を、こちらで講師を用意しながら研修したいと思っております。一部の保護者や先生方もその辺りを心配されておりますので、徹底してまいりたいと思います。

- ・ 遠藤委員 市公認のクラブチームとそれ以外のクラブチームとの違いは何でしょうか。
- ・ 学校教育課長 市の公認はあくまでもこの規定をしっかりと守ってやるクラブであり、認めてサポートや補助金を出します。そうでないクラブチームは独自で活動を行います。
- ・ 高橋主任主事 民間のクラブチームと今回のクラブチームは同じクラブという言葉を使っておりますが、学校部活動を地域に展開するにあたっての、これまで部活動だったものが、地域に展開した後の呼び方という考え方です。
- ・ 遠藤委員 市公認クラブチームになると今までどおり色んな大会に出られるのでしょうか。
- ・ 学校教育課長 はい。中体連等、県に地域クラブとして登録して、許可が下りれば出場できます。
- ・ 遠藤委員 地域公認になっていれば間違いなくそのような大会には出られるということでしょうか。
- ・ 学校教育課長 基本的には該当になる項目が多いと思います。この間はバレーが市と県に登録して承認が下りたと言うことです。承認が下りるようにこの仕組みを作ってきたので大丈夫だと思います。
- ・ 木下委員 いずれ中学校からは部活動が無くなり地域展開していくのでしょうか。
- ・ 学校教育課長 基本的には国の方でも、部活動をなくして地域展開する方向で今は進めております。陸前高田市も、その方向で進んでいますが、今現在、部活動をやっている保護者さんの合意が必要だろうということで、そこの合意が出されて、さらに受け皿となる団体がきちんと整った段階で、種目ごとに移行し、それがすべて合意形成されて、学校からなくなるというイメージです。

1 教育長（山田市雄君） 他にないか諮った。

（「なし」の声あり）

1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、以上をもって、日程第3「報告第1号 陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について」について、終結する旨を告げた。

○日程第4 報告第2号 陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について

1 教育長（山田市雄君） 日程第3 「報告第2号 陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

- ・教育次長は、報告第2号について説明をした。

1 教育長（山田市雄君） 報告第2号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

- ・木下委員 補助対象経費ですが、この中に交通費の補助は入っていないのでしょうか。

- ・学校教育課長 その補助は特に考えてないところです。一番ネックになるのは、学校も終わり、部活動に移動する4時半ぐらいになるかと思いますが、保護者が仕事で送り迎えできない時間帯です。来年度予算のところで、バレーを先行実施として、スクールバスの予算を増額し、どのような移動を行う事が可能なのかを1年間試したいと考えております。予算化できるようであればその移動の時間帯については市で確保するように取り組んでいこうと考えているところでありま。

- ・遠藤委員 基本額は人数に関わらず変わらないのでしょうか。

- ・高橋主任主事 こちらについては活動日が3日以上であれば、基本額の方に変更はないです。人数割りの方が変動いたします。

- ・木下委員 16ページに規則第何条と出てきますが、これは何の規則でしょうか。

- ・高橋主任主事 陸前高田市補助金交付規則になります。1番の趣旨のこ

ろに記載しております。

- ・木下委員 指導者への謝金とありますが、これらの金額は団体に任せると言うことでしょうか。
- ・学校教育課長 謝金なしということは不平等感が出るので、無しにしたいと思います。目安として、現在部活動指導員に大体これぐらいの金額を払っているの、その中でやりとりしてくださいとします。団体によっては指導の人数が多い場合もありますので、その際には一人一人の金額が少なくなることもあると思います。

1 教育長（山田市雄君） 他にないか諮った。

（「なし」の声あり）

1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、以上をもって、日程第4「報告第2号 陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について」について、終結する旨を告げた。

○日程第5 議案第1号 陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について

1 教育長（山田市雄君） 日程第5 「議案第1号 陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

- ・教育次長は、議案第1号について説明をした。

1 教育長（山田市雄君） 議案第1号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第1号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第1号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第1号 陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第6 議案第2号 陸前高田市社会教育委員の委嘱について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第6 「議案第2号 陸前高田市社会教育委員の委嘱について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第2号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第2号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第2号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第2号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第2号 陸前高田市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第7 議案第3号 公民館運営審議会委員の委嘱について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第7 「議案第3号 公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第3号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第3号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第3号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第3号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第3号 公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第8 議案第4号 陸前高田市文化財保護委員の委嘱について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第8 「議案第4号 陸前高田市文化財保護委員の委嘱について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第4号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第4号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第4号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第4号 陸前高田市文化財保護委員の委嘱について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第9 議案第5号 陸前高田市立博物館協議会委員の任命について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第9 「議案第5号 陸前高田市立博物館協議会委員の任命について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第5号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第5号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第5号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第5号 陸前高田市立博物館協議会委員の任命について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第10 議案第6号 陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第10 「議案第6号 陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第6号について説明をした。

・商工観光部長が議案第6号の詳細について説明をした

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第6号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

・遠藤委員 eスポーツはここには含まれないのでしょうか。

・商工観光部長 前回のこの計画には、eスポーツは項目には実は入っており、市内のNPO法人がその推進役を担うということが当時があり、計画に入れて、一応事業展開をした経緯がございます。ただ、残念ながら、現在NPO法人もなかなかその活動まではできておらず、代わりにスポーツ協会が行うというところも考えましたが、そこまでは実際手が回らないという現実がございますして今回計画からは削除

しているところでございます。

- ・木下委員 スポーツの意義の中に「競い合う」という部分があると思いますが、一般的に入らないものなのでしょうか。
- ・商工観光部長 スポーツの意義にあります3項目は抜粋をしたものでございまして、国でのスポーツ基本法の中にはやはり競技スポーツの推進というところは当然掲げてあるところですが、これはあくまでも指導計画の中の意義ということで、市の実情に近いところを導き出す関係もあって、なかなか競技スポーツに力を入れていない、入れられていない現状があります。意義のところも、その競技というところは省かせていただいて、あくまでも市が今スポーツ施策とやっている健康増進、青少年の健全育成の部分と、地域社会でのスポーツの役割をもっと重要度を上げていくという視点の3つで計画策定をしていきたいところでございます。競技スポーツを全くやらないということでは当然ございません。国民スポーツ大会を目指して、市でも県への派遣事業を行っておりますので、特に卓球であったり水泳であったり、テニスでは、岩手県のトップレベルの選手もいることは事実ですので、その部分につきましては支援をしていこうという考えは常に持っているところでございます。
- ・遠藤委員 当市ではノーマライゼーションという市の方針があるので、障害のある人たちですとか、パラの人たちのスポーツにもっと力を入れたほうがいいと考えます。
- ・商工観光部長 今回のこの計画におきましてもパラスポーツの推進による、市民の意識の醸成というものは図って参りたいと思っております。
- ・木下委員 環境の構築ということで、本市には陸上競技用のグラウンドがないことから、陸上競技用のスパイクで走れるコースを1コースでも良いので作る等の計画はあるのでしょうか。
- ・商工観光部長 陸上競技場につきましては、震災後、岩手県が整備を進めるにあたって要望等のお話がございます、アンツーカーの陸上競技場がいいのか、それとも、今のような土のグラウンドで、いろんなスポーツがそこで練習合宿できるような土のグラウンドがいいのか

というようなことで、当時県からお話があったところですが、様々なスポーツの分野の方が合宿に来て使え、受け入れ環境が充実するというようなお話があったことも確かでございます。その後やはり、アンツーカーのようなのもあれば、陸上の合宿も誘致できるのではないかという要望も少しあるところではございますが、使用状況等も考えると現実になっていないところです。

- 1 教育長（山田市雄君） 他に無いか諮った。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第6号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第6号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第6号 陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第11 議案第7号 陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第11 「議案第7号 陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第7号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第7号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

・木下委員 夏季休業が短くなった背景は温暖化だと思いますが、登下校等を全て含んで考えてのことでしょうか。猛暑が落ち着けばまた戻す可能性もあるのでしょうか。3学期を長くした方がいいという部分も含んでのことでしょうか。

- ・学校教育課長 体育や、教室内での活動が厳しいということもあります。中学校の受験を考えるといくらかでも早く３学期を始めた方が良いという考えもあつてのものでございます。
 - ・遠藤委員 共同実施組織が学校事務室に変わった法律で変わったということですが、何をする組織なのでしょうか。
 - ・学校教育課長補佐 共同実施組織につきましては、事務員の仕事の効率化を図るために、組織を立ち上げてこれまで実施してきたところでございます。共同学校事務室は事務の効率化に加えて、事務職員の校務運営への参画や教育支援への貢献を見込んで共同学校事務室の方を設置するというところです。
 - ・遠藤委員 何人ぐらい配置されているのでしょうか。
 - ・学校教育課長補佐 市内１０校各校に配置されております。
 - ・木下委員 組織だと思うのでこれから発足するのでしょうか。
 - ・学校教育課長補佐 設置要綱の検討をしております、その設置要綱の中では、統括室長という方がトップ、推進室のほうも推進室長、副室長というような形で組織をそれぞれ立ち上げます。
- １ 教育長（山田市雄君） 他に無いか諮った。
- （「なし」の声あり）
- １ 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第７号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。
- （「なし」の声あり）
- １ 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第７号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。
- （「異議なし」の声あり）
- １ 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第７号 陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決した旨を宣した。
- 日程第１２ 議案第８号 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第 1 2 「議案第 8 号 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第 8 号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第 8 号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第 8 号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第 8 号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第 8 号 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

○日程第 1 3 議案第 9 号 陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

- 1 教育長（山田市雄君） 日程第 1 3 「議案第 9 号 陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題とする旨を宣し、事務局をして朗読と説明を求めた。

・教育次長は、議案第 9 号について説明をした。

- 1 教育長（山田市雄君） 議案第 9 号に対する質疑に入る旨を宣し、質疑を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 質疑なしと認め、議案第 9 号に対する討論に入る旨を宣し、討論を許した。

（「なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 討論なしと認め、議案第9号について、原案のとおり決することに異議がないか諮った。

（「異議なし」の声あり）

- 1 教育長（山田市雄君） 異議なしと認め、「議案第9号 陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり決した旨を宣した。

- 1 教育長（山田市雄君） 以上をもって、本日提案された案件は全て議了した旨を宣した。

- 1 教育長（山田市雄君） これにて、令和8年第3回陸前高田市教育委員会定例会を閉会する旨を宣した。

午後2時50分閉会